

# 熊本県公報

第 1 1 7 1 0 号  
平成 20 年 6 月 23 日 (月)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

- 告 示**
- 指定居宅サービス事業所の指定 (通所介護)……………(高齢者支援総室) 1
  - 指定介護予防サービス事業所の指定 (介護予防通所介護)……………( " ) 1
  - 障害者自立支援法に基づく事業者の指定事項の変更……………(障害者支援総室) 1
- 公 告**
- 国土調査成果の認証……………(農村整備課) 2
  - 開発行為工事完了公告……………(建築課) 2
  - "……………( " ) 2
  - 多重債務相談市町村サポート事業委託業務……………(食の安全・消費生活課) 2
  - 開発行為工事完了公告……………(建築課) 3
- 登 載 依 頼**
- 文化財の指定……………(教育庁文化課) 3
  - 熊本県道路交通規制の一部改正……………(警察本部交通規制課) 3
  - 熊本県環境影響評価審査会の開催……………(環境影響評価審査会) 4
  - 熊本県指紋情報システム装置の借入に係る一般競争入札の実施……………(警察本部鑑識課) 4

## 告 示

### 熊本県告示第 594 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 6 月 23 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ホスピタ通所介護 熊本市御幸笛田七丁目 1626 番 1 号	株式会社桜十字	平成 20 年 6 月 13 日

### 熊本県告示第 595 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 6 月 23 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ホスピタ通所介護 熊本市御幸笛田七丁目 1626 番 1 号	株式会社桜十字	平成 20 年 6 月 13 日

### 熊本県告示第 596 号

障害者自立支援法 (平成 17 年法律第 123 号) 第 46 条第 1 項の規定により次の指定障害者福祉サービス事業者から変更の届出があった。

平成 20 年 6 月 23 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日

医療法人横田会 医療法人横田会グループホーム事業所 共同生活援助	事業所の所在地	鹿本郡植木町 投刀塚 295-2	鹿本郡植木町 鏡田 1037	平成 20 年 5 月 20 日
--	---------	---------------------	-------------------	---------------------

## 公 告

## 熊本県公告第 464 号

熊本市ほか 1 町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第 4 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 20 年 6 月 23 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認証年月日
熊本市	平成 19 年度	戸島町、戸島西六丁目、戸島西七丁目の各一部	地籍図・地籍簿	平成 20 年 6 月 11 日
熊本市	平成 19 年度	戸島六丁目、戸島七丁目、戸島西五丁目、戸島西六丁目、戸島町の各一部		
山都町	平成 18 年度から平成 19 年度まで	高月の一部		

## 熊本県公告第 465 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 20 年 6 月 23 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
阿蘇郡高森町大字高森字豆塚 2140 番 3、同 2141 番 1 の一部、同 2141 番 8 の一部、同字八管山 2157 番、同 2159 番 1、同 2159 番 2、同 2160 番、同 2161 番、同 2171 番 3、同 2172 番、同 2173 番及び同 2174 番並びに里道の一部及び水路の一部  
24,974.18 平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び名称  
阿蘇郡高森町大字高森字豆塚 2141 番地の 5  
株式会社青山製作所熊本工場

## 熊本県公告第 466 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）同 29 条第 1 項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 20 年 6 月 23 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
球磨郡あさぎり町上南字古ノ坊 605 番、同 607 番、同 609 番、同 610 番、同 611 番 3、同 624 番、同 626 番、同 628 番 1、同 629 番、同 630 番、同 631 番、同 600 番 3、同 613 番 2、同 628 番 4、同 628 番 7、同 685 番 2、同 685 番 9 及び同 686 番 2  
19,534.73 平方メートル
- 許可を受けた者の住所及び名称  
球磨郡あさぎり町上南 777 番地  
株式会社ウエムラテック

## 熊本県公告第 467 号

コンペ方式で業務委託の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成 20 年 6 月 23 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 業務名  
「多重債務相談市町村サポート事業」の委託業務

- (1) 市町村が行う多重債務相談に対する電話での助言
- (2) 市町村多重債務相談窓口での相談員の現地指導・支援
- (3) 多重債務相談研修への講師派遣
- 2 委託期間  
業務委託契約書に定める日～平成21年3月31日
- 3 応募資格  
多重債務相談に関する活動を行う旨を定款等で明記している、熊本県内に主たる事務所を所有している法人であって、次の要件をすべて満たすもの。
  - (1) 今回の業務を受託できるための十分な組織体制を有していること。(又はその見込みがあること。)
  - (2) 応募開始日(平成20年6月13日)前に、1年以上の多重債務カウンセリング関係の活動実績があること。
  - (3) 宗教活動又は政治活動を目的としていないこと。
  - (4) 特定の公職者(その候補者を含む。)又は政党を推薦、支持、又は反対することを目的としていないこと。
  - (5) 暴力団ではないこと、又は暴力団若しくは暴力団の構成員の統制の下にないこと。
- 4 募集期間  
平成20年6月13日(金)から7月14日(月)まで
- 5 その他  
詳細については、別途提示する業務委託応募要領による。
- 6 問い合わせ先及び業務委託応募要領配布場所  
熊本市水道町14番15号  
熊本県環境生活部食の安全・消費生活課消費生活センター 企画・事業者指導班  
電話 096-352-1660

**熊本県公告第468号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成20年6月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡嘉島町大字井寺字古閑鶴3124番1、同3124番2、同3125番1、同3125番2、同3126番、同3127番1、同3129番、同3130番2及び同3149番3  
3,358.67平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称  
熊本市健軍三丁目11番3号  
有限会社日本福祉整体学院

**登載依頼****熊本県教育委員会告示第2号**

熊本県文化財保護条例(昭和51年熊本県条例第48号)第4条第1項の規定により、次の文化財を熊本県指定重要文化財に指定する。

平成20年6月23日

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀美子

種別	文化財の名称	員数	所在の場所	所有者
重要文化財(考古資料)	方保田東原遺跡出土品	139点	熊本県山鹿市鍋田2085番地、熊本県山鹿市方保田128番地	山鹿市 熊本県山鹿市山鹿978番地

**熊本県公安委員会規則第3号**

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年6月23日

熊本県公安委員会委員長 松 村 敏 人

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則  
熊本県道路交通規則(昭和47年熊本県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。  
別記様式第4号の2(表)を次のように改める。

番 号 第 号  
発行日 年 月 日

## 駐 車 禁 止 除 外 指 定 車

(身体障がい者等で歩行が困難なものの使用中)

車両番号

号

その他、この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両

運転者の連絡先・用務先

別紙のとおり

有効期限 年 月 日 まで

熊本県公安委員会

印

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際、現に交付されている改正前の熊本県道路交通規則別記様式第 4 号の 2 の標章は、当該標章の有効期間が満了するまでの間、改正後の別記様式第 4 号の 2 の標章とみなす。

## 熊本県環境影響評価審査会公告第 1 号

熊本県環境影響評価審査会の会議を、次のように開催する。

平成 20 年 6 月 23 日

熊本県環境影響評価審査会会長 北 園 芳 人

- 1 開催日時  
平成 20 年 7 月 1 日 (火)  
午後 1 時から午後 4 時まで  
有限会社オー・エス収集センター産業廃棄物管理型最終処分場の拡張事業
- 2 開催場所  
熊本県庁行政棟新館 2 階多目的 AV 会議室
- 3 審議内容  
「有限会社オー・エス収集センター産業廃棄物管理型最終処分場の拡張事業」環境影響評価準備書について
- 4 傍聴者の定員  
10 人
- 5 傍聴手続  
(1) 会議当日、当該会議の会場において整理券の配布を行うので、傍聴希望者は、各審議開始予定時刻の 30 分前までに集合すること。  
(2) 傍聴の手続先着順で行うが、傍聴希望者が多数ある場合は抽選を行うことがある。  
(3) 傍聴決定者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- 6 問合せ先  
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県環境生活部環境保全課環境審査班  
電話 096-333-2269

## 熊鑑公告第 164 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 20 年 6 月 23 日

熊本県警察本部長 横 内 泉

- 1 競争入札に付する事項  
(1) 借入物品及び数量  
熊本県指紋情報システム装置一式  
(2) 借入物品の規格及び品質等  
入札仕様書による。

- (3) 借入期間  
平成 21 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日まで
- (4) 借入場所  
熊本県警察本部刑事部鑑識課
- (5) 入札金額  
入札金額は、1 ヶ月当たりの借入代金で行う。  
なお、落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額により入札すること。
- (6) 最低制限価格の設定  
本競争入札には、最低制限価格は設けていない。
- (7) その他
- ア 本競争入札は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による参加もできる。ただし、電子入札システムに利用者登録が完了した者は、電子入札によるものとする。
- イ 本競争入札は、競争入札参加資格確認のため、入札前に 3 に記載する競争入札参加確認申請書及び確認資料の提出が必要な入札である。
- 2 入札参加者の資格に関する事項  
次に掲げる条件をすべて満たすものであること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうち、有資格者として営業種目「リース・レンタル（OA 機器類）」に登録された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者は、次により入札参加資格審査の申請を行うこと。
- ア 審査申請の受付期間  
公告の日から平成 20 年 7 月 29 日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで提出すること。  
ただし、受付期間の終了後も入札書締切予定日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- イ 審査申請書の提出先及び問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課 資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話番号 096-333-2581
- ウ 申請の方法  
要綱に定める「競争入札参加資格審査申請書」に必要書類を添付し、持参又は郵送により提出すること。  
なお、申請様式及び提出書類の詳細については、熊本県ホームページの「申請書様式ダウンロード」のページで確認することができる。
- エ 資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (2) 過去 2 年間に於いて、本件と同程度の契約実績を有する者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (5) 入札及び開札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請  
本競争入札に参加を希望する者は、2 の（2）～（5）に示す要件を満たしているかの確認を受けるため、次により「競争入札参加資格確認申請書」及び確認資料（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。  
なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに確認の結果要件を満たしていないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
- (1) 提出方法及び提出場所
- ア 電子入札システムによる入札参加の場合  
申請書等を電子入札システムにより提出すること。  
なお、確認資料の容量が 1 MB を超える場合には、4 の（1）に示す場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）することとし、持参又は郵送する書類の目録を電子入札システムで提出すること。
- イ 書面による入札（以下「紙入札方式」という。）参加の場合  
申請書等を 4 の（1）に示す場所に持参又は郵送すること。  
なお、郵送の場合は、提出期間内に必着すること。
- (2) 提出期間  
公告の日から平成 20 年 7 月 31 日（木）午後 5 時まで（閉庁日を除く。）に提出すること。

- (3) 確認結果の通知  
確認の結果は、「競争入札参加資格確認結果通知書」により通知する。
- 4 入札執行の日時、場所等
- (1) 契約条項を示す場所  
熊本県警察本部刑事部鑑識課指紋システム第一係（熊本県警察本部庁舎 6 階）  
郵便番号 862-8610 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話番号 096-381-0110 ファックス番号 096-381-0110（内線）4619
- (2) 入札仕様書等
- ア 交付の期間  
公告の日から平成 20 年 7 月 30 日（水）まで（閉庁日を除く。）の午前 8 時 30 分  
から午後 5 時 30 分までとする。
- イ 交付の場所  
4 の（1）に記載する場所で交付する。
- (3) 入札の日時及び場所
- ア 電子入札システムによる入札  
3 の（3）記載の確認結果の通知を受けた日時から、平成 20 年 8 月 4 日（月）午  
後 3 時までに入札すること。
- イ 紙入札方式による入札  
（ア）日時 平成 20 年 8 月 5 日（火）午後 2 時  
（イ）場所 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県警察本部庁舎 2 階 201 会議室
- (4) 開札の日時及び場所  
4 の（3）のイに同じ。
- (5) 再度の入札  
開札後、落札者がいない場合は再入札を行う。  
再入札を行う場合、電子入札により入札書を提出した者については、再入札の通知  
を受けた日時から、平成 20 年 8 月 5 日（火）午後 3 時まで電子入札システムにより  
入札すること。
- 5 入札方法等
- (1) 入札方法
- ア 電子入札システムによる入札の場合  
4 の（3）のアの締切日時までに電子入札システムにより入札書を提出すること。  
ただし、入札参加者側のシステム障害等のやむを得ない事情があり、入札書受付  
締切予定日時までに「熊本県電子入札システム紙入札移行承認願」を 4 の（1）に  
示す場所に提出し、熊本県警察本部（契約担当者）から承認を受けた場合は、イの  
紙入札方式によるものとする。
- イ 紙入札方法により持参する場合  
別に定める別紙様式 2 の「入札書」により作成し、4 の（3）のイの日時及び場  
所に持参し、提出すること。  
ただし、代理人をして入札するときは、別に定める別紙様式 3 の「委任状」を入  
札書と同時に提出すること。  
なお、郵送を認めるが、次の事項に留意のうえ、必ず平成 20 年 8 月 4 日（月）ま  
でに 4 の（1）に記載する場所に必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- (ア) 封筒は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」、中封筒に「借入  
物品の名称」及び「開札日時」を朱書きすること。
- (イ) 再入札を予想する場合は、中封筒に「再入札書」、「借入物品の名称」及び「開  
札日時」を朱書きし、同封すること。
- (2) 開札の方法  
開札は、電子入札システムにおいて行う。  
ただし、紙入札方式において入札した者がいる場合は、入札に参加した者又はその  
代理人の立会いのもとに行うものとする。この場合において、入札に参加した者又は  
その代理人が立会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立会わせてこれ  
を行う。
- (3) 入札の回数  
入札回数は 2 回までとする。開札後、落札者がいない場合は、再入札を行う。  
なお、再入札書の締切日時までに再入札書を提出しなかった者及び紙入札方式によ  
り入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかった者は再入札を辞退したものとみな  
す。
- (4) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込  
みをした者を落札者とする。  
なお、落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上ある場合は、電子入札システ  
ムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (5) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 紙入札方式による入札において、委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 紙入札方式による入札において、記名押印を欠く入札

- エ 紙入札方式による入札において、金額を訂正した入札  
オ 紙入札方式による入札において、誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
カ 紙入札方式による入札において、同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札  
キ 紙入札方式による入札において、2以上の意思表示をした入札  
ク 紙入札方式による入札において、くじ番号の記入がない入札  
ケ 電子入札システムによる入札において、入札、見積及び契約権限のない者のICカードを使用して提出された入札  
コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札  
サ 明らかに連合によると認められる入札  
シ その他入札に関する条件に違反した入札
- (6) 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、入札の執行を延期し、若しくはこれを取りやめることがある。
- (7) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (8) その他  
委託業務仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準の規定を準用する。
- 6 契約の締結
- (1) 契約書作成の要否  
要
- (2) 契約の締結期限  
落札者決定の日から14日以内とする。
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者決定の日から7日以内とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金  
免除する。
- (2) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。  
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）
- 8 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本一般競争入札公告は、入札説明書を兼ねる。
- (3) 本競争入札は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 9 Summary
- (1) Name and quantity of commodity:  
A set of Fingerprint Information System for Kumamoto Prefectural Police
- (2) Date to submit bidding proposal:  
2:00 p.m., August 5, 2008
- (3) Name of the department to be contacted with regard to this contract:  
Identification Division  
Police Criminal Investigation Department  
Kumamoto Prefectural Police  
6-18-1 Suizenji, Kumamoto city, Kumamoto prefecture  
Japan 862-8610  
Phone 096-381-0110 EXT.4651

